

**甲府市公共施設LED照明整備事業
提案募集要項**

甲 府 市

令和8年5月

- 目 次 -

1. 事業概要	1
(1) 事業名	1
(2) 目的	1
(3) 事業手法	1
(4) 募集概要	1
(5) 事業内容	1
(6) 対象施設及び物件	2
(7) 事業詳細	2
(8) 履行期間	2
(9) 提案限度額	2
2. 参加条件	2
3. 参加資格	3
(1) 基本要件	3
(2) 参加者の資格及び役割	3
(3) 参加者役割の制限	4
4. 応募に関する留意事項	4
(1) 費用負担	4
(2) 提出書類の取扱い・著作権	4
(3) 特許権	5
(4) 本市が提示する資料の取扱い	5
(5) 複数提案等の禁止	5
5. スケジュール	5
6. 参加手続き	6
(1) 募集要項等の公表	6
(2) 公募に関する質問・回答	6
(3) 参加申込	6
(4) 書類審査結果の通知	8
(5) 調査期間	8
(6) 企画提案書等の提出	8
(7) 企画提案書等に関する質問・回答	10
7. 選考審査	11
(1) 審査日時	11
(2) 審査概要	11
(3) 審査方法	11

(4) 審査内容	12
(5) 優先交渉者選考評価基準	13
(6) 審査結果通知	14
(7) 優先交渉権者交渉	14
8. 契約手続き	14
9. 辞退	14
10. 失格	15
11. その他	15
12. 問合せ先	15

1. 事業概要

(1) 事業名

甲府市公共施設 L E D 照明整備事業

(2) 目的

本市では、令和 3 年 2 月に全国初となる山梨県及び県内全市町村共同による、2050 年までに温室効果ガス排出実績ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、地球温暖化への取組を進めている。また、「甲府市地球温暖化対策実行計画」（令和 5 年 3 月改定）の中でも、将来ビジョンである「自然の恵みを未来につなぎエネルギーの地産地消と豊かな暮らしを実現するグリーンなまち甲府」の実現に向け、公共施設への高効率設備や L E D 照明の導入促進等に取り組んでいる。

こうした中、令和 9 年 12 月までに一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が段階的に廃止となることから、蛍光灯の入手困難による価格高騰や在庫不足が見込まれ、照明の不点灯による公共施設における市民サービスの低下が懸念されている。

そこで上記のような本市方針及び社会情勢を鑑みて、市有施設における照明を LED に更新することで、照明設備の省エネルギー化を図りつつ、市民サービスの低下を招かない効率的な設備更新を行うことを目的とする。

(3) 事業手法

本事業では、市内公共施設の L E D 化整備を計画的かつ円滑に進めていくことが重要であるため、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、優れた提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用し、設計・施工を一括で行う D B（デザインビルド）方式で発注する。

(4) 募集概要

ア 本募集は、本事業における最も優れたパートナー（以下「優先交渉権者」という。）をプロポーザル方式で選考する。

イ 本募集に参加する者（以下「参加者」という。）には、別冊「甲府市公共施設 LED 照明整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に従い、本事業の企画提案を行い、本市が当該提案等を審査のうえ優先交渉権者を選定する。

ウ 優先交渉権者となった者は、自らが企画提案した事業に基づいた本市との詳細協議を行い、当該協議が合意に至った場合において、本事業の契約を締結し、本事業の受託者として事業を実施する。

(5) 事業内容

本事業における対象施設（120 施設）については、工事前に詳細な現地調査を実施のうえ、最適な設計を行い、L E D 化工事の施工及び施工監理業務を行うとともに、工事により発生する廃棄物に関しては、リサイクル等適正な処分を実施する。

(6) 対象施設及び物件

履行場所	対象施設数 (予定)	灯具台数 (予定)	灯数 (予定)
市内全域	120 施設	10, 069 台	14, 556 灯

※ 対象施設は、別紙「施設一覧表」を参照すること。なお、各施設の合計数量については現地調査を行った上で算出したものであるが、「甲府市教育研修所」、「甲府市立甲府商業高等学校」及び「甲府市立甲府商科専門学校」については、竣工図から合計数量を算出。

(7) 事業詳細

別冊「要求水準書」のとおり。

(8) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 17 日（金）まで

(9) 提案限度額

参加者は、次に示す総額の範囲内で事業提案すること。

なお、①、②それぞれの内訳額を超えた金額で提案した場合は、その提案は無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

総額：695, 916, 000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

内訳額：①調査・設計及び施工監理（委託料）118, 565, 000 円

②施工（工事請負費）577, 351, 000 円

※ ただし、上記総額及び内訳額は契約時の予定額を示すものではない。

2. 参加条件

- (1) 参加者は、自らが企画提案する事業を実行する意思を持ち合わせ、本事業を確実に遂行するための能力、技術及び組織（人員体制）を有するグループ（複数の法人等の共同体等）とする。なお、参加者は 2 者以上 3 者以内でグループを構成するものとし、単独の参加は認めない。
- (2) 事業の遂行を統括する代表法人（以下「代表事業者」という。）を定めるとともに、グループを構成する法人等の構成と役割分担を明確にすること。
- (3) 代表事業者は、本事業の管理責任者を定めること。
- (4) 同一の事業者が複数グループで参加することはできない。
- (5) 事業者は役割がそれぞれ違うため、グループは建設工事共同企業体（JV）には該当せず、出資比率の定めは設けない。
- (6) 本事業は「週休 2 日制適用工事实施要綱」に基づき、週休 2 日制を適用する。

3. 参加資格

(1) 基本要件

次のア～シにいずれかに該当する者は、本事業に参加することはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく本市の入札参加制限を受けている者。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定による破産手続きの申立てをしている者。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に定める再生手続開始の申立てがなされている者。
- オ 告示の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。また、不渡りによる取引停止処分を受けた日から 2 年を経過していない者。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
- ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者。
- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員もしくは構成員である者。
- サ 国税及び地方税（本市への納税がない場合は、本店所在地の自治体の市町村税）に滞納がある者。
- シ 健康保険法（対象平成 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入していない者。ただし、保険の全部又は一部について法律で適用が除外されているものは、この限りではない。

(2) 参加者の資格及び役割

ア 統括役割（代表者）

- (ア) 統括役割を行う代表事業者は、本店所在地が甲府市内にあり、甲府市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている電気工事 A ランクの者とし、電気工事に係る監理技術者（監理技術者講習修了証を併せて有する者）を配置できること。なお、専任は求めない。
- (イ) 代表事業者は、本事業において、本市と契約を締結し、調査・設計及び施工監理をはじめ、施工の全体監理を行うものとする。

(ウ) 代表事業者は契約等諸手続きを行うとともに、事業遂行全般の責任を負う者とする。

(エ) 代表事業者は本事業を行う上でのリスク等において、本市に対し一括して責任を負う者とする。

イ 調査・設計及び施工監理役割

(ア) 調査・設計及び施工監理役割を行う事業者は、本店所在地が甲府市内にあり、甲府市入札参加資格者名簿（建設工事、設計・測量等のいずれか）に登録されている者で、建設工事名簿に記載のある者に関しては、電気工事 A ランク又は B ランクの者とし、設計・測量等名簿に記載のある者に関しては、設計の登録がある者とする。

(イ) 現地調査を実施し、その結果に基づき、実施設計及び施工監理業務を担える者であること。

ウ 施工役割

(ア) 施工役割を行う事業者は、本店所在地が甲府市内にあり、甲府市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている電気工事 A ランク又は B ランクの者とし、建設業法に基づく技術者を選任で配置できること。また、専任の時期は L E D 改修工事の着手から完了までとする。

(イ) 実施設計に基づき、改修工事を担える者であること。

(3) 参加者役割の制限

同一の事業者が上記「ア 統括役割」～「ウ 施工役割」の役割を担うことを妨げない。ただし、「イ 調査・設計及び施工監理役割」と「ウ 施工役割」を同一の事業者が兼ねることはできない。

4. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本応募に関する書類作成及び提出等に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により、本市が本選考審査を中止する場合においても、当該費用を本市に請求することはできないものとする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出された提案書類の著作権は、参加者に帰属するが、応募書類は返却しない。また、事業実施における法令等適合のリスクは、すべて受託者に帰属する。

イ 本市は、本応募によって知り得た内容について、参加者の知的財産に配慮し、内容及び参加者に関する情報等の保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合にのみ使用するものとし、その他の目的で応募書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

ウ 提案にあたり、企業秘密等、参加者が不利益を被る恐れのある情報は、極力記載しないよう留意するほか、当該情報が含まれる場合は、該当箇所を明確にする等、適切な措置を講ずること。

エ 本市へ提出後は、提出書類の差替、修正、撤回等は認めない。ただし、本市から要請があったものは除く。

オ 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しないが、開示請求があった場合には、甲府市情報公開条例に基づき取り扱います。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じる責任は、すべて参加者が負うものとする。

(4) 本市が提示する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る目的以外で使用してはならない。また、参加者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 複数提案等の禁止

1つの法人が複数のグループ参加者として応募することを禁止する。

5. スケジュール

受託者決定までの流れについては、概ね次のとおりで行う。

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年5月27日(水)
公募に関する質問・回答	【質問】令和8年6月5日(金)午後3時まで 【回答】令和8年6月8日(月)
参加受付	令和8年5月27日(水) ～令和8年6月10日(水)午後3時まで
書類審査結果の通知	令和8年6月12日(金)
調査期間	令和8年6月12日(金)～令和8年7月13日(月)
企画提案書等に関する質問・回答	【質問】令和8年6月12日(金) ～令和8年6月22日(月)午後3時まで 【回答】令和8年6月25日(木)
企画提案書等の提出期限	令和8年7月17日(金)午後3時まで
選考審査・優先交渉権者の選考	令和8年7月下旬(予定)
選考審査結果の通知	令和8年8月上旬(予定)
協議・仮契約	令和8年8月中旬(予定)
本契約	令和8年9月中旬(議会の議決を条件)

※ 上記日程は、今後変更となる場合がある。

6. 参加手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、甲府市のホームページに掲載する。なお、紙媒体での配布は行わない。

(2) 公募に関する質問・回答

本事業に関する質問は、次により受付・回答する。

受付期間	令和8年5月27日（水）～令和8年6月5日（金）午後3時必着
質問方法	質問書（第1号様式）を使用し、作成したWordファイルをE-mailに添付し提出すること。（電話や口頭での受付は行わない。）
送付先	甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課 管財係 E-mail : zaisanky@city.kofu.lg.jp
送付件名	E-mailの表題は「質問書①（LED照明整備事業（公募参加申込）」とすること。
回答	※質問への回答は、令和8年6月8日（月）を目途に本市HPへ掲載する。 ※電話や口頭での回答は行わない。 ※本市の回答内容は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つ。

(3) 参加申込

ア 参加申込

本公募の参加申込にあたっては、イで示す提出書類を次の通り提出すること。

申込受付期間	令和8年5月27日（水）～令和8年6月10日（水）午後3時必着
提出先	〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階 甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課 管財係 TEL055-237-5326
申込受付時間	午前9時～午後5時まで（ただし、令和8年6月10日（水）は午後3時まで）
提出にあたっての留意事項	(ア) 持参で提出すること。（E-mailでの提出は不可） (イ) 事前に連絡のうえ、直接担当者に手渡すこと。
その他	(ア) 提出書類等は返却しない。 (イ) 提出後の書類の内容追加、修正及び変更は原則として認めない。 (ウ) 提出書類の内容審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、上記担当から疑義事項を照会する場合がある。 (エ) 提出書類は、公開するものではないが、企業秘密等、公開されることにより、提案者が不利益を被るおそれのある情報は極力記載しないよう留意するとともに当該情報を含む場合は、該当箇所を明確にする等適切な措置を講ずること。

イ 提出書類

本市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用し、各々書類にNo.を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。

No.	書類名	記載内容等	様式
1	公募型プロポーザル 参加申請書	【統括役割】 グループの代表者を申込者として記載すること。	第2号
2	事業体制表	【統括役割、調査・設計及び施工監理役割、施工役割】 グループの事業者全員について記載すること。	第3号
3	会社・団体概要書	【統括役割、調査・設計及び施工監理役割、施工役割】 グループの事業者全員について記載すること。	第4号
4	監理技術者資格者証 及び監理技術者講習 修了証の写し	【統括役割】 配置する監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。	—
5	電気工事に係る国家 資格証明書の写し	【施工役割】 専任で配置する主任技術者については、電気工事に係る国家資格を有することを証明できる証明書の写しを提出すること。	—
6	誓約書	【統括役割、調査・設計及び施工監理役割、施工役割】 グループの事業者全員について提出すること。	第5号
7	事業等実績一覧表	【統括役割、調査・設計及び施工監理役割、施工役割】 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間で元請またはグループの事業者として受注及び契約をし、完了をしたもの。 各実績を証明できる書類（契約書等）の写しを提出すること。	第6号
8	市内企業の参画等による地域経済への貢献	【統括役割、調査・設計及び施工監理役割、施工役割】 地域貢献度に係る証明書 ①ボランティア活動、②子育て・女性活躍、 ③環境・福祉、④防災・減災	第7号

※『』内は、書類提出者。

(4) 書類審査結果の通知

ア 提出された参加申請書について書類審査を行ったうえ、統括役割（代表者）に参加資格審査結果通知書（様式第 8 号）及び各施設の LED 器具設置状況が記載してある「器具設置状況表」を E-mail で通知する。

イ 書類審査結果等については、個別に問い合わせには応じない。

(5) 調査期間

調査期間	令和 8 年 6 月 12 日（金）～令和 8 年 7 月 13 日（月）
調査方法	ア 図面の閲覧については、建築営繕課が保管しているため、事前に参加者が連絡し、閲覧日時を決めること。 イ 図面の閲覧のみでは見積もりができない場合、現地調査を可能とする。その場合、別紙「器具設置状況表」の施設連絡先へ事前に参加者が連絡し、調査日時を決めること。 ウ 現地調査においては、職員の立会を行わない。
連絡先	ア 電気図面の閲覧：甲府市役所 まちづくり部 建築営繕課 TEL 055-237-5864 イ 現地調査：各施設 TEL 「器具設置状況表」に記載 ウ その他調査についての全般的な問合せ：甲府市役所 総務部 管財課 TEL 055-237-5326
備考	※参加表明者には、本市で調査した各施設の「器具設置状況表」を配布する。

(6) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出

企画提案書については、イで示す提出書類を次の通り提出すること。

提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金）～令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 3 時必着
提出先	〒 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号 甲府市役所本庁舎 5 階 甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課 管財係 TEL 055-237-5326
申込受付時間	午前 9 時～午後 5 時まで（令和 8 年 7 月 17 日（金）は午後 3 時まで）
提出にあたっての留意事項	（ア）持参で提出すること。（E-mail での提出は不可） （イ）事前に連絡のうえ、直接担当者に手渡すこと。
その他	（ア）提出書類等は返却しない。 （イ）提出後の書類の内容追加、修正及び変更は原則として認めない。

	<p>(ウ) 提出書類の内容審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、上記担当から疑義事項を照会する場合がある。</p> <p>(エ) 提出書類は、公開するものではないが、企業秘密等、公開されることにより、提案者が不利益を被るおそれのある情報は極力記載しないよう留意するとともに当該情報を含む場合は、該当箇所を明確にする等適切な措置を講ずること。</p> <p>(オ) 原則、使用する文字は 12 ポイント以上とすること。</p> <p>(カ) 企画提案書は、1 グループで 1 提案とする。</p>
--	--

イ 提出書類

本市ホームページからダウンロードした指定の様式を使用し、各々書類に No. を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 1 部提出すること。さらにまた、同提出書類の内容を記録した CD-R 又は DVD-R 等の光記録メディア 1 部を提出すること。

No.	書類名	記載内容等	様式
1	提案書鑑	<ul style="list-style-type: none"> ● 統括役割（代表者）の代表企業名で作成し、入札参加資格申請時に「使用印鑑届」で申請した「使用印鑑」を押印すること。 	第 9 号
2	提案総括表	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。 ● 電気料金及び CO2 削減、安全性等について記載すること。 	第 10 号
3	事業効果比較表	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業効果について全体を通じた提案を記載すること。 ● 任意様式（A3 判又は A4 判）とし、提出時には A4 判縦に綴じること。 	第 11 号
4	事業費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ● 根拠となる見積書及び見積内訳書（任意様式）を添付すること。 	第 12 号
5	調査・設計及び工事監理に関する提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象施設に係る照明の現状把握、LED 照明への交換設計、施工現場の安全確認、施工に引継ぎ施工計画立案について、支援する内容の提案を記載すること。 ● 任意様式（A4 判）とし、提出時には A4 判縦 3 枚以内に綴じること。 	第 13 号
6	使用機器提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用機器の詳細について、機器仕様や選定する機器の製造実績及び山梨県内での納入実績などを記載すること。 ● 特殊照明については、適切な選定のポイント等について記載すること。 ● 任意様式（A4 判）とし、提出時には A4 判縦 5 枚以内に綴じること。 	第 14 号
7	更新業務（廃棄計画を含む。）・安全管理に関する提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工にあたり、施工計画・廃棄計画・技術者の配置に関し、品質管理、施工完了期限、設備の引渡し等について、重要と判断する事項について記載すること。 ● 既存照明の廃棄計画及びリサイクルについて記載すること。 ● 施工にあたり、場内の保安設備や近隣への安全配慮等の安全管理に関する事項について記載すること。 	第 15 号

		<ul style="list-style-type: none"> ● 任意様式（A4判）とし、提出時にはA4判縦5枚以内に綴じること。 	
8	市内業者の活用に関する提案書	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業体制表（第3号様式）に加え、その他市内事業者等の活用内容について記載すること。 	第16号
9	その他の提案	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市が求める要求水準以外の提案及び事業者が独自に提案できる内容がある場合は記載すること。 ● 任意様式（A4判）とし、提出時には1提案ごとにA4判縦1枚以内に綴じること。 	第17号

(7) 企画提案書等に関する質問・回答

企画提案書等に関する質問は、次により受付・回答する。

受付期間	令和8年6月12日（金）～令和8年6月22日（月）午後3時必着
質問方法	質問書（様式第1号）を使用し、作成したWordファイルをE-mailに添付し提出すること。（電話や口頭での受付は行わない。）
送付先	甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課 管財係 E-mail : zaisanky@city.kofu.lg.jp
送付件名	E-mailの表題は「質問書②（LED照明整備事業（企画提案））」とすること。
回答	<ul style="list-style-type: none"> ※質問への回答は、令和8年6月25日（木）を目途に本市HPへ掲載する。 ※電話や口頭での回答は行わない。 ※本市の回答内容は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つ。

7. 選考審査

(1) 審査日時

選考審査を令和 8 年 7 月下旬（予定）に実施する。

(2) 審査概要

- ア 選考審査は、「甲府市公共施設 L E D 照明整備事業に係る事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- イ 審査委員会は、「（5）優先交渉権者選考評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、提出書類等を「（4）審査内容」により、審査の上採点を行う。
- ウ 採点の結果、総得点が最も多い者を第 1 優先交渉権者、次点を第 2 優先交渉権者として選考するものとし、第 1 優先交渉権者との協議が整わない場合は、第 2 優先交渉権者と協議を行う。
- エ 参加申込者が 1 者の場合の選考審査は、書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、提案内容が各審査項目の評価基準を満たすと本市が認めた場合、その者を第 1 優先交渉権者として選考する。
- オ 参加申込者が 2 グループ以上の場合、書類審査及びプレゼンテーションにより実施する。
- カ 総得点が満点の 6 割未満の場合は、その者を交渉権者として選考しない。
- キ 総得点が 1 位であっても要求水準に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第 1 優先交渉権者に選考しない場合がある。
- ク 同点となった場合は、審査項目の内、評価点配点の高い審査項目から比較し、より上位である者を優先交渉権者として選出する。なお、それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定するものとする。
- ケ 審査結果は、優先交渉権者の決定後に全ての参加者に通知し、優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページにて公表を予定している。
- コ 審査過程及び審査結果に関する質疑について、個別に回答は行わない。

(3) 審査方法

書類審査及び必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を非公開で行う。

なお、ヒアリング又はプレゼンテーションを実施する場合は、別途、管理責任者を担う事業者に事前に通知する。

(4) 審査内容

審査内容は、次のとおりとする。

審査項目	審査内容	評価点 (配点)
1 価格評価		
(1) 提案金額	提案された価格は安価であるか。 【様式第 12 号関係】	50 点
2 企業の技術力		
(1) 企業の施工実績及び市内業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●企業における直近 5 年間の施工実績はどうか。グループの事業者全ての実績を対象とする。 ※ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完了した国、県、又は市町村発注のものに限る。【様式第 6 号関係】 ●事業体制表（第 3 号様式）に加え、その他市内事業者等の活用状況。 【様式第 16 号関係】	10 点
3 企業の信頼性・社会性		
(1) 市内企業の参画等による地域経済への貢献	①ボランティア活動 ②子育て・女性活躍 ③環境・福祉 ④防災・減災 ⑤事故及び不誠実な行為 【様式第 7 号関係】	5 点
4 企画提案評価		
(1) 提案総括	<ul style="list-style-type: none"> ●電気料金及びCO2削減、安全性等。 ●事業効果について全体を通じた提案。 など、本事業の目的を達成するための創意工夫や実効性について。 【様式第 10・11 号関係】	10 点
(2) 調査・設計及び工事監理	<ul style="list-style-type: none"> ●対象施設に係る照明の現状把握、LED照明への交換設計、施工現場の安全確認、施工に引継ぐ施工計画立案、工事監理の方法及び体制、その他設計等に関し創意工夫している点等の提案。【様式第 13 号関係】 	5 点
(3) 使用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●使用機器の詳細について、機器仕様や選定する機器の製造実績及び山梨県内での納入実績など。 ●特殊照明については、適切な選定のポイント等について。【様式第 14 号関係】 	5 点

(4) 更新業務 (廃棄計画を含む。)	● 施工にあたり、施工計画・廃棄計画・技術者の配置に関し、品質管理、施工完了期限、設備の引渡し等について、重要と判断する事項。 ● 既存照明の廃棄計画及びリサイクル。 【様式第 15 号関係】	5 点
(5) 安全管理	● 施工にあたり、施設内の保安設備や近隣への安全配慮等の安全管理に関する事項の提案。 【様式第 15 号関係】	5 点
(6) その他	4 企画提案評価 (1) ~ (5) 以外で工期短縮や目的物の機能向上、維持管理等に関する自由な提案がみられるか。 【様式第 17 号関係】	5 点
合計		100 点

(5) 優先交渉者選考評価基準

ア 事業評価

(4) 審査内容の評価にあたっては、次の評価基準により行う。

(ア) 6 段階評価により、審査項目別に得点を算出し、その合計点を評価点とする。

(イ) 総得点は、審査員全員の評価点の総合計を審査員数で割った平均とし、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで求める。

評価	評価基準		得点化方法
A	特に優れている	実効性が特に高い。	配点× 1
B	優れている	実効性が高い。	配点× 4 / 5
C	普通	実効性あり。	配点× 3 / 5
D	やや劣る	実効性に欠ける。	配点× 2 / 5
E	劣る	実効性が見込めない。	配点× 1 / 5
F	提案無し		配点× 0

イ 価格評価点

価格評価については、提出されたすべての提案金額を相対的に評価する。提案金額のうち最低提案金額を満点とし、その割合により評価点を算出する。

※ 提案金額の金額が 695, 916, 000 円を上回った場合は失格とする。

評価点 50 点× (最低提案金額÷提案金額) ※小数点以下切捨て

(6) 審査結果通知

- ア 本選考審査を受けた各グループには、提案書（様式第9号）に記載された管理責任者のアドレスにE-mailにて審査結果を通知する。
- イ 審査結果（第1優先交渉権者及び第2優先交渉権者の名称）は甲府市ホームページへ掲載する。
- ウ 選考審査の内容・結果は非公開とし、これらに関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(7) 優先交渉権者交渉

- ア 市は、優先交渉権者との協議により、受託者を決定するものとし、第1優先交渉権者から協議を行い、当該協議が整わない場合において、第2優先交渉権者と協議を行う。
- イ 協議の際は、プレゼンテーション時（実施した場合）の質疑応答において確認された事業内容に関する記録を提出すること。
- ウ 協議の際は、優先交渉権者は自らの提案内容を踏まえ、スケジュールや事業方針を記載してある業務計画書（案）を作成し、本市の承認を得ることとする。また、業務計画書（案）の内容に基づき契約交渉を行い、業務契約を締結するものとする。

8. 契約手続き

- (1) 本市と優先交渉権者における事業内容の合意を経て、本市において優先交渉権者を受注者として決定した後、契約の手続きに移る。
- (2) 契約締結するにあたり、本市と受注者で仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。
- (3) 契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。
- (4) 優先交渉権者との事業内容協議が合意に至らない場合又は、受注者が期限までに契約を締結しない場合は、受注者の決定はその効力を失い、第2優先交渉権者との契約協議を開始する。
- (5) 契約保証金は契約金額の10/100を納付すること。ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (6) 甲府市財務規則及び甲府市契約規則に基づき、前金払及び中間前金払を請求することができる。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選考を目的に実施するものであり、提案内容に沿って契約することを約束するものではない。

9. 辞退

本事業への参加を辞退する場合は、令和8年7月17日（金）午後3時までに提案辞退届（様式第18号）を持参で提出すること。

10. 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (3) 募集要項及び要求水準書に定める事項に適合しないものがあつた場合。
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があつた場合。
- (5) 見積金額が提案限度額を超える場合。
- (6) 契約締結までの間に、「3. 参加資格」の要件を欠いた場合。
- (7) 法令や公序良俗に反する場合。
- (8) 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚している等、行政の中立性を損なうものと本市が判断した場合。
- (9) 選考審査の実施にあたり、本市が行う参加者や応募内容の把握等の作業に対し、参加者の協力が得られない場合及び選考審査に参加しなかつた場合。
- (10) 審査委員と接触すること等、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。
- (11) その他、本市と連携を図ることが適当でないと本市が判断した場合。

11. その他

本要項に定めのない事項又は本要項に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。なお、当該協議が調わない場合においては、本市が定める。

12. 問合せ先

○ 本募集要項及び様式集の内容について

〒 400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号甲府市役所本庁舎 5 階

甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課 管財係

TEL : 055-237-5326 E-mail : zaisanky@city.kofu.lg.jp

○ 要求水準書の内容について

〒 400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号甲府市役所本庁舎 7 階

甲府市役所 まちづくり部 まち整備室 建築営繕課 設備係

TEL : 055-237-5864 E-mail : zaisanky@city.kofu.lg.jp